

令和8年度大田原市社会福祉協議会安心生活見守り事業主任兼
大田原市第2層生活支援コーディネーター採用試験要領

令和8年6月1日から採用する安心生活見守り事業主任兼大田原市第2層生活支援コーディネーターの採用試験を次のとおり行います。

1 試験職種及び採用予定人数

安心生活見守り事業主任兼大田原市第2層生活支援コーディネーター 1名

2 業務内容

須賀川地区（須賀川小学校区）における安心生活見守り事業・生活支援体制整備事業第2層協議体・小地域福祉活動の推進にかかわる業務を、社協の地区担当職員と相談しながら進める。地域の方とのコミュニケーションが重要。（※3ページ参照）

3 受験資格

（1）資格・要件

- ① 市内に住所を有するもの又は近隣市町に住所を有する方
- ② 社会福祉協議会職員として、安心生活見守り事業、生活支援体制整備事業、地域福祉の推進の業務に携わっていく意欲と熱意のある方
- ③ 誰もが住みよい地域づくりに関心のある方
- ④ 普通自動車免許
- ⑤ 基本的パソコン（ワード・エクセル）のスキル

（2）次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 試験の日時・場所及び合格発表

日 時	場 所	合 格 発 表
令和8年5月8日(金) 面接時間 9:00~11:00 (面接時間は個別に連絡)	大田原市本町1丁目3番1号 市役所A別館	令和8年5月中旬に受験者全員に文書で通知

5 試験の方法及び内容

試験種目	内 容
面接試験（30分程度）	主として人物について、個別面接法による試験を行う

6 採用年月日 令和8年6月1日採用予定

7 給与

社会福祉法人大田原市社会福祉協議会安心生活見守り事業実施要綱の勤務条件に関する規定が適用され、賃金が決定されます。

基本賃金	1,150円 / 1時間
手 当	状況に応じて通勤手当、超過勤務手当などの手当が支給されます。

8 勤務条件

勤務時間	午前9時～午後3時30分（うち休憩時間60分） ※勤務時間は業務内容に応じて、変則勤務、休日勤務もあります。 （夜の会議、休日の行事等）
休日	土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、および年末年始（12月29日～1月3日）を基本とします。
休暇	初年度勤務6か月経過後より有給休暇あり。
福利厚生	雇用保険に加入

9 受験手続

(1) 提出書類

- 「履歴書」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ大田原市社会福祉協議会本所に提出してください。

(2) 郵送による申込先

- 〒324-0041
大田原市本町1丁目3番1号 大田原市役所A別館1階
社会福祉法人大田原市社会福祉協議会 地域福祉係 宛
- 封筒の表に「見守り事業主任採用試験申込」と朱書きで明記してください。

(3) 受付期間

- 令和8年4月1日(水)～4月24日(金)
午前8時30分から午後5時15分までとします。
(土曜、日曜、祝日は受け付けできませんので注意してください。)
- 郵送による申込の場合は、4月24日(金) 必着のものに限り受け付けます。

10 その他

- 申込時に提出された書類は、すべて返却いたしません。

〈 参 考 〉

安心生活見守り事業主任・生活支援コーディネーターの業務内容について

主に次の3つの事業について、住民目線に立ち、支え合い続けることのできる地域づくりを、住民主体で行えるように支援することで、地域に出向くことが多いお仕事です。地域性を生かし、人と人、人と資源、資源と資源をつなぎます。

1 事業について

①安心生活見守り事業

少子高齢化、人口減少、孤立の増加が進む地域において、慣れ親しんだ地域で、誰もが孤立することのないよう、ご近所同士声をかけあったり、気にかけてりしながら、地域ぐるみの見守り活動と生活支援、見守りを通したつながりづくりを進めるのが「安心生活見守り事業」です。

地域ぐるみの見守りとちょっとした生活支援、見守りを通したつながりづくりを目的に、市内12地区で実施している見守り組織の推進のための事務局を担います。

- ・戸別訪問、連絡調整、活動報告のとりまとめ、お便りの発行
- ・会議：チーム会議、隊長会議、推進会議、民生委員との情報交換会等
- ・行事：茶話会、買い物ツアー、会食会等

②生活支援体制整備事業

「生活支援体制整備事業」は平成28年度から全国でスタートし、見守り、買い物等の生活支援、通いの場など多様な地域の支え合いの仕組みを作っていく、ささえ合いの地域づくり事業です。住民が中心となって地域の困りごとや資源の洗い出し、解決策の検討をする話し合いの場を「協議体」といいます。

生活支援コーディネーター（第2層SC）は、それぞれの地区で地域の支え合いを更に推進させる“地域づくり”の取り組みを地域住民とともに進めています。

③地区社会福祉協議会 ～地域のふくしをすすめる地域の皆さんが主役の活動～

住民の自主組織で、自分たちの住む地域を自分たちでよくしていくために、自治会などの住民組織や、民生委員児童委員、福祉委員、学校関係者、知識経験者等、地域の様々な組織、団体、個人で構成され活動しています。

市内には12の地区社協があり、地区ごとに特色ある活動を進めています。また、小地域福祉活動計画の推進をしています。

主任・生活支援コーディネーターは、地区社協活動と協議体・見守り隊の活動のつなぎ役となり、小地域福祉活動計画の推進などを一緒に進めていきます。